

内閣参質二〇〇第三八号

令和元年十一月五日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員熊谷裕人君提出エアクッション型揚陸艇の災害への活用に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

海上自衛隊の使用するエアクッション艇（以下「L C A C」という。）は、港に接岸することなく、海岸に物資等を直接揚陸させることが可能であるという特性を有するものであり、災害発生時においては、例えば、被災により一時的に港が使用できなくなった場合でも、海岸に支援物資等を直接揚陸させることが可能であるなど、その特性が大いに発揮されているところである。

他方で、L C A Cは、その横幅が十四メートルを超えるなど、そもそも人や車両等が通行する道路で走行することを想定したものではなく、一般に、L C A Cによって揚陸させた支援物資等の海岸からそれぞれの避難場所等への輸送については、車両等を使用して行うことを想定しているところである。このため、L C A Cの道路での走行を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

なお、仮に、災害発生時にL C A Cが海岸に揚陸し、その付近を移動するに当たり、一時的に道路を横切ることが生じたとしても、こうした行為自体が法令上禁止されるものではない一方で、当該行為は、道路における交通の危険を生じさせず、また、交通の妨害とならない態様で行われる必要があると考えてい

る。